

屋外広告物法（昭和 24 年法律 189 号）第 7 条第 4 項の規定により
広告物及び掲出物件を除却し、同法第 8 条第 1 項の規定により保管し
たので、同条第 2 項並びに一宮屋外広告物条例（令和 2 年条例第 65
号）第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定により、次のとおり告示す
る。

令和7 年 9 月 30 日

一宮市長 中野 正康

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
別添保管広告物等一覧表簿の「除却広告物等の名称又は種類」欄
及び「数量」欄に記載のとおり
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告
物又は掲出物件を除却した日時
別添保管広告物等一覧表簿の「表示又は掲出の場所」欄、「除却の
日」及び「除却した時間」欄に記載のとおり
- 3 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
別添保管広告物等一覧表簿の「保管を始めた日時」欄及び「保管
場所」欄に記載のとおり
- 4 返還する期間
告示の日から起算して 2 週間以内
- 5 保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事
項
一宮市まちづくり部公園緑地課において誓約書及び受領書と引換
えに返還
- 6 連絡先
一宮市まちづくり部公園緑地課緑化・景観グループ

様式3

保管広告物等一覧表簿

除却の日										処理状況		
整理番号	除却した時間	所有者等（又は広告主）の名前	所有者等（又は広告主）の住所及び電話番号	除却広告物等の名称又は種類	数量	表示又は掲出の場所	表示の内容	保管場所	保管を始めた日時	通知	返還	廃棄
F3-2	9月12日	清原不動産		はり札	1	時之島字四ツ辻	分譲住宅案内	濃尾路線橋下	9月12日			
	9:00					南側道路			13:00			
F1-8	9月12日	ハートナー紹介センター	058-275-0440	はり札	1	小赤見字四反田	会員募集中	濃尾路線橋下	9月12日			
	9:30					西側道路			13:00			
F2-2	9月12日	ハートナー紹介センター	058-275-0440	立看板	1	浅野字駒寄	会員募集中	濃尾路線橋下	9月12日			
	10:00					下浅野橋北側			13:00			
B1-3	9月12日	ハートナー紹介センター	058-275-0440	はり札	1	高田字池尻	会員募集中	濃尾路線橋下	9月12日			
	11:00					東側道路			13:00			
集計				はり紙	—	枚						
				はり札	3	枚						
				立看板	1	基						